

# 連帯

## 横浜新人学校事務職員解雇事件 解雇撤回裁判結審! 判決は3月23日に

提訴から3年余り。12月15日、遂に最終弁論を迎えた。原告・被告双方から提出された最終準備書面はこれまでの主張を集大成し、それぞれ100頁を超える。原告側主張の要旨を岡部弁護士が語った後弁論終了を確認し、判決期日を3月23日と宣して閉廷した。

8月の証人尋問と同様、法廷前の廊下に多くの支援者が並んで開廷を待った。弁論自体は短時間で終了、開港記念会館に移動して報告集会。岡部弁護士からは、解雇されたSさんの職場には新人学校事務職員を育成する環境がなかった、そのしわ寄せをすべてSさんの個人責任に押し付けている、と指摘。若手の笠置弁護士は、長期間裁判を担当した結果学校事務の特殊な実態を理解し証人尋問や準備書面に生かすことができた、勝訴を確信している、と語った。佐藤弁護士は、被告側が新たに提出した分限免職を妥当とした過去の判例について、本件との

明確な違いを指摘した。Sさん本人はこれまでの支援に感謝し、いよいよ迎える判決までの引き続きの支援を訴えた。これまで裁判を支えてきた、県共闘、全学労連、

### 当核・Sより皆様へ

16年12月15日の弁論にて、準備期間から合わせて4年近く闘ってきた裁判の判決の日が決まりました。

裁判を始める前の段階から話を聞いていただき、本当に多くの皆さまから惜しみない支援をしていただきました。本当にありがとうございます。特に証人尋問の際の傍聴支援は本当に力になりましたし、私自身勝利を確信した日になりました。自信を持って証言に立てたことは皆様のおかげです。

12月15日の報告会でも弁護士の3人より力強い言葉をいただいていますし、必ず勝利判決をいただき早期に復帰できるよう、組合のメンバーの力と皆様から知恵をいただき準備していきたいと思えます。

判決日は3月23日です。勝利判決の瞬間を共に迎えていただけますよう、毎度ではありますが傍聴のほど、よろしく願います。

全学労組、JAL争議団、「支える会」から激励の言葉を受ける。最後に組合から小内委員長が、組合はこの裁判をSさん一人の問題でなくすべての労働者の権利に関わるものと捉え闘ってきた、と挨拶した。被告横浜市教委側は準備書面で、証人尋問で明らかになった校長作成の「勤務状況報告書」が、期限を大幅に過ぎて「条件附採用期間延長理由書」と一緒に提出されたことについて「何ら不合理なことではない」と言いながら、これと食い違

う通常の手続きを説明。また追加で出した「原告陳述書の事実関係について」でも、市教委のI課員が1月2日にSさんに「出勤しているか?」と電話した件について、Sさんの職場の「近隣にいたのでもし頑張って仕事

しているなら、夕食に来ないかと誘おうと」したものであるとするなど、苦し紛れのこじつけに終始している。解雇に正当性はない。勝利判決を勝ち取るぞ! 次回裁判日程(判決) 3月23日13時10分

### 横浜・政令市移管 事務長(係長)募集開始

## 自己アピールにうつつを抜かす 管理職事務職員なんか

### いらない!

賃銀・休暇等の勤務条件の大幅悪化に加え、教育委員会事務局との人事交流、新採用研修の見直し、職務内容の見直し、担当係長・事務長の設置、更に全市での「共同実施」導入など、横浜市での教職員給与費政令市移管は、事務職員の働く環境を大きく変えようとしている。

事務長・係長の募集がいよいよ開始されるが、何故か募集人員は明確にされていない(一説には小中学校16人、特別支援学校8人といわれる)。職務内容は、小中学校の場合自校事務処理の他に、自校事務職員の管理・育成、自校以外の30校程の事務職員の人材育成・指導助言、そして共同実施が挙げられている。特別支援学校の場合、現在副校長の担う学校事務処理の他、自校事務職員の管理監督・人材育成とされる。ついに本格的な管理職事務職員の登場である。「共同実施」については、現在のところ全く内

容が示されていない。当面、4月事務長制導入の為の、形ばかりの「共同実施」となるだろう。事務長募集の申出書によれば、「学校事務職員として成果があったと思う実績と、その実績が『事務長として横浜の教育に貢献できる』と思う事項を記入」することになっていく。そうした実績や思いは良しと考えるが、それとその事を雇用者に表明することとの間には、千里の開きがある。学校事務職員として仕事を頑張ること、子どもたちの為に頑張ること、はいいことだ。しかしそのことを雇用者に、しかも自己の昇進の為に自らアピールすることは全く違うだろう。「巧言令色鮮し仁」という。他の事務職員を思いやることなく、自己アピールばかり得意な輩が事務長として跋扈するなんて真つ平御免。そんな「事務長」の為の「共同実施」も真つ平御免だ。事務長係長の導入、全市共同実施反対の声を高く上げよう。

# 労基法改悪反対！ 労働者保護規制を 強化せよ

昨年秋以降、官邸主導の「働き方改革」をテーマとした会議が連続して行われている。この国の異常なまでの長時間労働や過労死の問題等、早急に対策が求められる状況にある。がそこで論議されているのは規制強化ではなく、労働力の活用が中心となっている。

## ■誰のための「改革」なのか

安倍首相は就任当初より、「日本は世界で一番企業が活躍しやすい国にする」として労働諸法の規制緩和・撤廃に積極的に取り組んできた。その一つが一昨年9月に強行採決で成立した労働者派遣法の「改正」だ。これにより企業は常用的に派遣労働者を使えることとなった。さらに今月招集される通常国会に労働基準法「改正」案を上程する。「高度プロフェッショナル制度」と名付けているが、その内実は「残業ゼロ法案」であり「過労死促進法案」である。働き方実現会議が、本気で長時間労働をなくそうと言うのなら、真っ先にすべきは労基法「改正」案の撤回である。

一方、経産省は「雇用関係に よらない働き方」研究会を発 足させ、兼業・副業や個人事

業主の活用に積極的だ。労基 法の適用を受けない労働者の 増加はより問題を深刻化させ る。これでは労働者のための 改革にはならない。  
■インターバル規制等 を実現せよ  
安倍政権では企業のための

## 個人番号の記入は強制できない！

### 県教委は必要のないものを書かせるな 学校現場に負担を押し付けるな！

■扶養控除等申告書の個人 番号の記入どうしていますか。

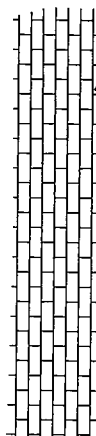
県教委は年調説明会の時に示 した「扶養控除等申告書の個人 番号について」に沿って記 入するよう指示しています。

この方法では（管理職が行 うとはいえ）本人確認事務、個人 番号の書かれた書類の長期 にわたる（7年、横浜は10年） 学校保存、書類が動くときに は「個人番号関係事務用フ

イル管理簿」の事務処理と学 校現場で多大な負担が生じま す。

■それに対し私たちは国税 庁の「社会保障・税番号制度」 「マイナンバー」についてのF AQを調べ、「すでに県費負担 教職員はマイナンバー報告書 を出しているのに、扶養控除 等申告書の余白に本人が『記 載すべき個人番号は給与支払 者に提供済の個人番号と相違

改革はできても、労働者のため の政策は打ち出せていない。 今、求められるのは規制強化 だ。EU諸国で実現している 「インターバル規制」は退社 時刻より最短でも11時間を空 けて翌日の勤務が始まるとい う制度だ。過労死防止には有 効だ。そして違法企業や使用 者に対しての罰則の強化、時 間外労働の上限規制が必要だ。 私たちはこれらの実現を強く 求める。



ない』と記入すれば個人番号 の記載を省略できる」と県教 委に申し入れ取りくみました。 しかし県教委はほんとにマイ ナンバー報告書を出している かどうかの確認作業が大変な ので省略案は取れないと回答。 学校現場に負担を押し付ける 姿勢を続けています。ふざけ るな県教委！声を集めよう！



## オリンピック 返上!

リオ五輪。 「地獄へようこそ」ー開催 前、給与不支給に抗議し警 官たちが空港 で掲げたバナ ーは大きく報道されたが、ストは地下鉄や税 関の職員、教員等に広がり、学 校では学生たちが連帯の占拠。 人口の23%もの人々がフアベ ーラといわれるスラムに暮す。 その中で人身売買や住居からの 追い出しに反対する人々、フェ ミニスト等が、五輪開催で徹底的に破壊されるコミュニテイを守り、排除と闘う豊かな運動を 繰り広げた。

さて、福島原発事故に対して 安倍が「アンダーコントロール」と語った2020年 TOKYO は？東京では野宿者の追い出し、都営団地の取り壊し、学校での 強制的なオリンピック教育： 等々、「オリンピックのため」貧 困者の排除・人権侵害・環境破 壊・監視強化・動員・税金の無 駄使いがまかり通る。

やっつる場合かオリンピック ク？！「オリンピック災害 おこ こと・わ・り」結成集会に参加を！